

雇用保険被保険者を雇用する事業主 雇用保険被保険者 のみなさまへ

**令和2年4月1日から、
すべての雇用保険被保険者について
雇用保険料の納付が必要となります。**

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者※
についても、他の雇用保険被保険者と同様に
雇用保険料の納付が必要となります。**

(※) 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）を指します。

ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

